

国立大学法人電気通信大学安全管理室規程

制定 令和4年2月14日規程第39号
最終改正 令和5年2月22日規程第98号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程第12条の2の規定に基づき国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に設置する安全管理室の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 安全管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 室員

2 学長が必要と認めるときは、安全管理室に副室長を置くことができる。

(室長)

第3条 室長は、総括安全衛生管理責任者をもって充てる。

2 室長は、安全管理室の業務を統括する。

(副室長)

第4条 第2条第2項により副室長を置くときは、本学の職員のうちから学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

(室員)

第5条 室員は、第7条第2項各号に掲げる専門部門の部門長をもって充てる。

2 前項のほか、安全管理室の運営に必要な職員を室員として置くことができる。

(安全管理室会議)

第6条 安全管理室の業務に関する重要事項を審議するとともに、各専門部門間の連絡調整を行うため、安全管理室に、安全管理室会議（以下「室会議」という。）を置く。

2 室会議は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

3 室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を室会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部門)

第7条 安全管理に関する専門的事項を処理するため、安全管理室に、専門部門を置く。

2 専門部門は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める業務を行う。

(1) 衛生管理部門 健康診断、労働環境改善測定等労働環境衛生について管理する。

(2) 作業環境管理部門 機械装置等を使用する作業所の作業安全管理を行う。

(3) 放射線・エックス線管理部門 放射線施設、放射線同位元素、エックス線を発生する装置及び施設を管理する。

- (4) 薬品管理部門 関係法令に従い、化学物質が本学で適切に取り扱われるよう管理する。
- (5) 高圧ガス管理部門 高圧ガス製造施設の安全管理を行うとともに、関係法令に従い高圧ガスが本学で適切に取り扱われるよう管理する。
- (6) 遺伝子組換え実験・研究用微生物等管理部門 遺伝子組換え実験の安全かつ適切な実施及び研究用微生物等の安全かつ適切な管理を確保する。
- (7) 動物実験管理部門 動物実験の安全かつ適切な実施を確保する。
- (8) 人を対象とする研究管理部門 人を対象とする研究の安全かつ適切な実施を確保する。
- (9) 安全教育管理部門 安全教育の全学的な調整及び安全教育の支援を行う。

(専門部門の組織)

第8条 専門部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 部門長

(2) 部門員

2 室長が必要と認めるときは、専門部門に副部門長を置くことができる。

(部門長)

第9条 部門長は、部門員のうちから室長が指名する。

2 部門長は、部門の業務を統括する。

(副部門長)

第10条 第8条第2項により副部門長を置くときは、部門員のうちから室長が指名する。

2 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部門員)

第11条 部門員は、別表に掲げる者その他必要と認める者を、室長が指名するものとする。

2 部門員の任期は、必要に応じて室長が定める。

(専門部門会議)

第12条 専門部門の業務に関する重要事項について審議するため、専門部門に、各部門の名を冠した専門部門会議を置くことができる。

2 専門部門会議は、部門長、副部門長及び部門員をもって組織する。

3 専門部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を専門部門会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(関連する委員会との連携)

第13条 安全管理室は、次に掲げる委員会と相互に連携し、本学における安全に関する業務を一元的に総括するものとする。

(1) 放射線安全管理委員会

(2) 遺伝子組換え実験安全委員会

(3) 動物実験倫理委員会

(4) 人を対象とする研究に関する倫理委員会

(5) 研究用微生物等安全管理委員会

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、安全管理室の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年12月19日規程第64号）

この規程は、令和4年12月19日から施行する。

附 則 （令和5年2月22日規程第98号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

専門部門	部 門 員
衛生管理部門	(1) 産業医 (2) 実験動物、生体物質又は化学物質を取り扱う教育研究職員 (3) V D T作業に常時従事する教育研究職員 (4) 衛生管理者
作業環境管理部門	(1) ものづくりセンターの部門長 (2) 機械装置等を使用する教育研究職員又は教育研究技師 (3) ガス溶接作業主任者、クレーン運転士等の免許・資格を有する教育研究職員又は教育研究技師 (4) 衛生管理者
放射線・エックス線管理部門	(1) 放射線取扱主任者 (2) エックス線作業主任者 (3) 産業医 (4) 衛生管理者
薬品管理部門	薬品に関する専門的知識を有する教育研究職員又は教育研究技師
高圧ガス管理部門	高圧ガスに関する専門的知識を有する教育研究職員又は教育研究技師
遺伝子組換え実験・研究用微生物等管理部門	遺伝子組換え実験安全委員会及び研究用微生物等安全管理委員会の委員
動物実験管理部門	動物実験倫理委員会の委員
人を対象とする研究管理部門	人を対象とする研究に関する倫理委員会の委員
安全教育管理部門	教育研究職員又は教育研究技師のうちから室長が指名する者